

ＪＡＳ制度のあり方検討会開催要領

農林水産省消費・安全局

第 1 趣旨

- 1 行政改革大綱に基づく「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(14年3月閣議決定)において、ＪＡＳ規格について、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関が製造業者の認定等を行うこととされていることを踏まえ、認証制度の今後のあり方について検討を行う必要がある。
- 2 一方、「食の安全・安心のための政策大綱」において新しいニーズに対応したＪＡＳ規格の制定を進めることとされていること、不正表示事件の多発により消費者の関心が高まる中で、より信頼される食品表示を目指していくための方策を検討する必要があることから、ＪＡＳ規格の今後のあり方について、品質表示制度との関係も踏まえながら検討を行う必要がある。
- 3 このため、新たなＪＡＳ制度のあり方を検討することを目的に、農林水産省消費・安全局長の検討会を開催することとする。

第 2 検討事項

次の事項について順次検討を行う(なお、既存のＪＡＳ規格や品質表示基準の見直しについては、ＪＡＳ調査会や食品の表示に関する共同会議において引き続き検討を進める)。

- 1 行政改革への対応方向の検討
- 2 新たなＪＡＳ規格・認証制度のあり方の検討
- 3 その他

第 3 構成

検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

第 4 座長

- 1 検討会に座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、検討会を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、そ

の職務を代理する。

第5 運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は公開とする。
 - (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。
 - (3) 会議の議事概要については、会議の終了後、座長の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 2 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

(別紙)

J A S制度のあり方検討会 委員名簿

有馬 孝禮	宮崎県木材利用技術センター所長
井澤 俊正	社団法人日本農林規格協会専務理事
岩崎 充利	財団法人食品産業センター理事長
岩田 修二	社団法人全国清涼飲料工業会技術委員長
大木 美智子	消費科学連合会会長
小笠原 荘一	日本チェーンストア協会常務理事
沖谷 明紘	日本獣医畜産大学応用生命科学部教授
奥野 和雄	全国農業協同組合連合会コンプライアンス・業務監査部次長
高野 ひろみ	全国消費者団体連絡会事務局
田中 隆行	社団法人全国木材組合連合会副会長
丹 敬二	日本生活協同組合連合会テストキッチン・表示企画室長
畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
増田 淳子	ジャーナリスト
丸井 英二	順天堂大学医学部教授
水野 葉子	特定非営利活動法人日本オーガニック検査員協会理事長
森澤 重雄	全国農業協同組合中央会営農地域振興部長
山根 香織	主婦連合会常任委員
山本 隆司	東京大学法学部助教授

(五十音順、敬称略)